

埼玉県における緑のトラスト運動に関する研究

油井 正昭・北沢 隆一・古谷 勝則・石井 弘

(風景計画学研究室)

A Study on the Characteristics of a Movement of National Trust in Saitama Prefecture

Masaaki YUI, Ryuichi KITAZAWA, Katsunori FURUYA, Hiroshi ISHII

(Laboratory of Landscape Planning)

ABSTRACT

The objective of this study is to investigate the characteristics of a movement of national trust in Saitama prefecture. This study researched into the character of this movement. The results are as follows.

The administrative organization of Saitama prefecture initiated this movement to conserve natural and historical environment. This movement established a trust fund under a prefectural regulation and the society of a public utility. This form has the advantage of paying tax and flexible activities.

The trust fund and the society are intended for living environment of all Saitama prefecture district. This movement developed slowly, in according with a long range plan which aims at that the inhabitant of a prefecture participates in this movement. At present, this movement has the characters of activities, for example, 1) introduction of a membership system, 2) register of volunteer staff, 3) acquisition of conservative land, 4) extension of a fund-raising campaign and so on.

1. はじめに

1) 研究の背景

環境問題は社会の変遷とともに変化をみせてきた。環境問題を公害問題と一律的に捉えていた時期から、環境を総合的な視点で捉え、広く自らとのかかわりを認識し始めるようになった。今日では、このような環境観に基づき、アメニティと呼ばれる空間的にも精神的にも豊かな環境を追求するようになっている。

このような環境観の変化にともない、行政の対応姿勢も変化する必要がある。地域の持つ多様な要求やニーズに応えるためには、汎論的な施策だけでなく、行政と住民が役割や責任を分担し合いながら、ケースバイケースの各論的な対応のできる体制が必要な時代になっている。しかし、住民にとって、環境保全に対する具体的な行動となると、戸惑いを持つ人や、きっかけがつかめない人も多い状態にある。

現在、環境に対する新しい対応の施策として、ナショナル・トラストによる環境問題への取り組みを各地に見ることができる。埼玉県でも、県がイニシアティブをとりながら、住民と県が協力し合う形で、積極的にこの運動を進めている。この運動を「さいたま緑のトラスト運動」（以後「緑のトラスト運動」とする）と称している。

2) 研究の目的

埼玉県の「緑のトラスト運動」における歴史的経過、運動形態、活動状況を調査分析し、今日的な状況のなか、現行制度のもとで、この運動がどのような性格、特徴を有しているかを明らかにする。そして、ナショナル・トラストの実践運動がいかに進められ、どのような問題をかかえているかを明らかにし、よりよい方向へ機能させるために、問題にどのように対応する必要があるか考察を加える。そして、今後行政と住民が協力し合って取り組んで行く場合、この「緑のトラスト運動」が、有効に

機能し得るかを考察することを目的とする。

3) 研究の方法

研究の方法として、まず、報告書、パンフレット、書籍等による文献調査を行い、「緑のトラスト運動」の歴史的経過を把握した。次に、学識者、埼玉県環境部自然保護課、財団法人さいたま緑のトラスト協会、市役所等に対してヒアリング調査を行い、「緑のトラスト運動」の運動形態、活動状況、問題点を明らかにした。また、トラスト活動の対象となっている見沼田圃地域の現地調査を行い、土地利用状況、周辺整備状況の把握も行った。

2. 「緑のトラスト運動」の位置づけと経過

1) 県施策としてのナショナル・トラスト

埼玉県は、1985年3月に「埼玉県新長期構想」^[1]を策定して公表した。構想の中で緑の保全と創造に対する目標として掲げられた4点を以下に記す。①緑に囲まれた都市環境づくりを進める。②自然とのふれあいを楽めるようにする。③貴重な自然環境を保全する。④全ての県民が、緑を守り、育てる活動に参加できるようにする。そして、これらの目標を達成させる施策の一つとして、「県民が主体となって優れた自然や歴史的環境の保全を図る緑のトラストの推進を図る。また、緑の基金制度を創設する」を述べている。また、「緑のトラスト運動」を、今後積極的に進めていく主要プロジェクトに位置づけている。

埼玉県第6次中期計画^[2]は、1988年度から1993年度にかけての県行政の5カ年計画であるが、この中でも、「緑のトラスト運動」の推進が重要としている。

以上見てくると、「緑のトラスト運動」の推進は、埼玉県の施策として、主要なものであることがうかがえる。しかし、県が行っている位置づけは“緑の運動の充実”であって直接的な‘緑の保全、創造’あるいは‘自然環境の保護’としての位置づけではない。つまり、県民意識の自然的・歴史的環境への高揚を主眼にし、環境保全運動の強化が、主要目的である。

2) 「緑のトラスト運動」の形態

地方公共団体主導型のナショナル・トラストとして

活動が行われている運動組織・運営方法の特徴をまとめると、

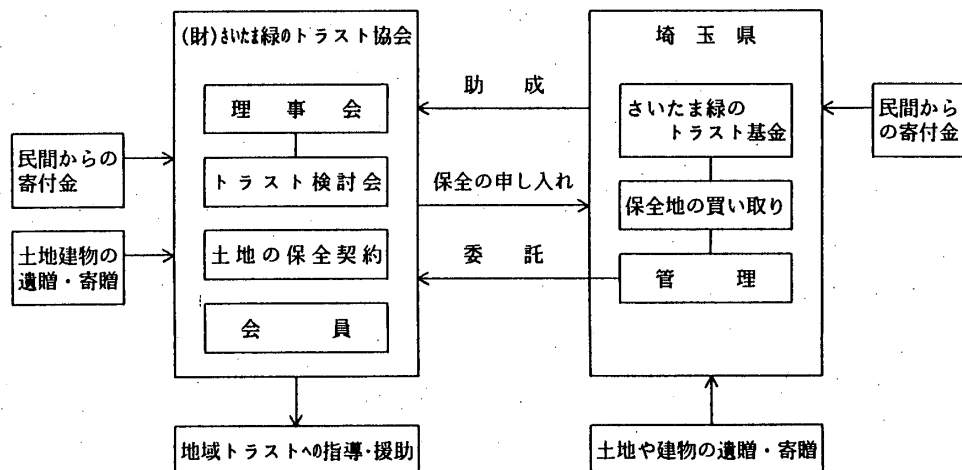
- ① 地方公共団体が直接行っているもの（条例基金型）
- ② 公益法人を設立して行っているもの（公益法人型）
- ③ 条例基金と公益法人の二本建のもの（併用型）

以上、形態の違いにより、3つのタイプに分ける事ができる^[3]。3タイプを簡単に説明すると、①条例基金型は、条例を制定して基金を設置し、地方公共団体が運営を行う。税制上の優遇処置がある。②公益法人型は、地方公共団体が基本財産を供出して財団法人を設立し、法人が土地の取得や緑化等の事業を行う。③併用型は、①条例基金型と②公益法人型の長所を活かしつつ、その欠点を補うもので、現制度のもとでは、税務上一番有利であると同時に、過剰な制約を受けず柔軟に対応が取れる。

この併用型の良さは、ナショナル・トラストに関する多くの研究の中でも示唆されている方向であり^[4]、ナショナル・トラストを埼玉県に導入するための、適用可能性を深めるために行われた調査の中でも、提言として盛り込まれている内容である^[4]。

「緑のトラスト運動」は、活動母体に「財団法人さいたま緑のトラスト協会」（以下「協会」とする）を設立し、「さいたま緑のトラスト基金」を県に設ける形式をとっている。協会は、独立した組織であり、公益法人なので、県行政と離れた活動ができる利点を備えている。第1図は、協会と埼玉県の関係を示したものである。

次に「緑のトラスト運動」の目標を考えてみると、この運動は、一地域の自然的・歴史的環境の保全を目標に募金を募るのではなく、広く県土の環境を保全するために、募金を募っている。このため、県民が運動そのものの対象を捉えづらい側面があり、普及啓発をはかる上での課題となっている。



第1図 協会と県の関係

3) 歴史的な経過

1981年度に埼玉県へのナショナル・トラスト導入の調査研究が行われ、1984年7月「財団法人さいたま緑のトラスト協会」が発足、翌85年4月県条例により「さいたま緑のトラスト基金」が設けられ、「緑のトラスト運動」の形式が整った。導入のための調査研究から約10年、ナショナル・トラスト運動の活動が行われるようになってから6～7年の歳月しか経過していない。したがって、この「緑のトラスト運動」は、今日でもまだ草創期としての域を出ていない。しかし、この時期における展開は、ナショナル・トラスト運動としての性格を特徴づけるものであり、重要な時期といえる。

埼玉県のナショナル・トラストの動向や協会の活動状況を調査し、経緯を整理した結果、発展過程を幾つかの時期に区分することが適切と判断した。その区分及び、各時期の動向を年表の形で示したのが第1表である。

時期区分の視点と各時期にみられる特徴をまとめると以下ようになる。

時期区分は、運動が成立するまでと、それ以後に大きく2分することが可能である。運動の成立点を基金の創設（1985）と考え、それ以前を「運動成立過程期」、以後を「運動基礎構築期」とする。また、「運動成立過程期」では、トラスト導入への調査研究が行われた時から具体的に導入活動が行われるまでが「導入の調査研究期」であり、それ以後、協会が設立され、基金が創設されて運動の形が整うまでが「導入の活動期」である。

「導入の調査研究期」のなかで重要なのは、1981年度、埼玉県自治振興調査研究チームによって行われた「失われゆく自然歴史的環境～ナショナル・トラスト運動の埼玉への適用可能性～」⁴⁾である。この時作成された報告書は、いくつかの事例を紹介した上で、埼玉県におけるナショナル・トラスト運動の導入の提言をまとめている。「導入の活動期」では、1983年に開催された「緑のトラストづくりを進めるシンポジウム」が、運動導入へ向けて直接影響した点で重要である。このシンポジウムは、1983年5月24日に埼玉県主催、埼玉県知事が参加のもと、浦和市で開催され、全国からナショナル・トラストの研究者、運動の実践家、自治体関係者ら多数の参加があった。この中で、住民主体の環境保護運動や、ナショナル・トラストを支援するとともに、問題点を討議して、わが国の風土と実情に合った制度づくりを進めることが話し合われた。そして、これをきっかけに同年7月には、シンポジウム実行委員会のメンバーが連名で、シンポジウムの中で提起された内容を基に「①「緑のトラスト」の実現に向け、その推進母体として活動する団体（財団法人等）の設立。②「緑のトラスト」の実現するため、県民が主体となって推進できる基金の創設。」を知事に要

第1表 年表にみる時期区分

年度	時期区分	「さいたま緑のトラスト運動」に関する動き
1981	運動成立過程期	○56年度、埼玉県自治振興調査研究チーム報告書「失われゆく自然歴史的環境～ナショナル・トラスト運動の埼玉への適用可能性～」
'82		
'83		○「緑のトラストづくりを進めるシンポジウム」 ○シンポジウム実行委員会メンバー連名による要望書を知事に提出 ・推進母体としての活動をする団体の設立 ・県民が主体となり推進できる基金の創設 ○「緑のトラストをめざして～新しい環境保全への道を開く～」を出版 ○県内各界各層の代表による「緑のトラスト運動推進会議」を設立 ○第2回「緑のトラスト運動推進会議」開催
'84		○「財団法人さいたま緑のトラスト協会」設立
'85	運動基礎構築期	○「さいたま緑のトラスト基金条例」施行 ○「さいたま緑のトラスト基金」創設 ●シンポジウム「緑とコミュニティ」を開催 ●身近な田園環境の活用を考えるシンポジウム ●自然観察指導員講習会（以後毎年継続）
'86		●募金キャンペーン「緑の十円募金'86」実施（以後毎年継続的に実施される） ●「埼玉の自然100選」展 ●「緑のトラスト運動を進めるつどい」開催 ●ナショナル・トラスト全国大会出席（以後毎年参加） ●1986年埼玉県環境白書の今日的課題として「緑のトラスト運動」を執筆 ●「さいたま緑のトラスト協会」理事会開催（以後毎年、年3回開催）
'87		●募金キャンペーン「企業募金'87」実施（以後毎年継続的に実施される） ●「緑のトラストデー」の開催
'88		●「緑のシンポジウム」の開催（県等と共催） ●「ナショナル・トラスト全国大会」の開催 ●国立公園内知床100平方メートル運動10周年記念シンポジウムに参加
'89		●募金キャンペーン「緑の十円募金'89」実施（一円募金からの名称変更、以後毎年継続的に実施される） ●募金キャンペーン「緑のコミュニティ募金」実施（以後毎年継続的に実施される） ●広報紙グリーンアルファの発行 ＜年3回発行＞（以後継続的に発行） ●自然観察会の開催（以後毎年継続的に開催） ●探鳥会の開催（埼玉野鳥の会と共催）（以後毎年継続的に開催される） ●ナショナル・トラスト運動に係る研究会の開催 ●会員募集を始める（89年度360人） ●保全地取得に関する調査をはじめ
'90		●「みどりの日 自然に親しもう」の開催（以後毎年継続的に開催される） ●会員の募集（90年度554人） ●トラスト保全第1号地の取得にとりかかる（見沼田圃周辺斜面林、国昌寺北側約1.2ha） ●トラスト検討会議の開催（以後毎年継続）
'91		●「事業推進積立基金」設置 ●ボランティア・スタッフの登録を開始

注) ○：緑のトラスト運動成立への動き。

●：「さいたま緑のトラスト協会」の活動についての動きであり各活動がなされた初年度を基調に記した。

望した。^④その後、この要望に沿った形で、翌1984年7月に協会設立、1985年4月基金創設と「緑のトラスト運動」の導入がなされた。

「運動基礎構築期」は、各種活動がみられるが、特徴の1つに普及啓発活動の動きがある。1985年から1988年にかけての時期を「主に普及活動に力をいれている時期」と位置づけることができる。普及啓発と募金による基金の充実を試みるキャンペーンの展開、身近な環境や、ナショナル・トラストに対する意識高揚をはかるシンポジウム開催、ナショナル・トラスト全国大会の開催等が行われている。次に、1989年に協会が会員募集を始め、またこの年、保全地取得に関する調査が始まるなど、具体的な行動が開始されており、それ以後を「活動の充実をはかり始めた時期」とするのが適切と判断した。

4) 関係予算の推移

トラスト基金は、県に設置されているため県の予算によって運営される。また、県は財団法人である協会に対して活動費の助成を行っている。

① 県予算の「さいたま緑のトラスト基金費」は、年度毎の基金への予算で、第2表にみるとおりである。基金創設初年度に、県1億円、民間5000万円を目標に、1986年度以降は、県1億円、民間1億円を目標に積立計画がなされてきた。1990年度以降は、保全地取得などの活動の充実に連動して、基金の充実が図られた。募金や寄付などで寄せられた金額は、県の歳入となり、基金へ

は県の歳出という形で積み立てられる。

② 「緑のトラスト運動推進費」は、県から協会への助成金であり、協会の活動を支える重要な活動運営費となっている。年度により多少の変動はあるが、全体的には金額の増加傾向が見てとれる。予算を見る限り、県としては、毎年着実に運動を強化する姿勢がうかがえる。

5) 基金積立額の推移

第3表は、1991年10月末日現在の基金に積立られている金額の推移と内訳を示したものである。

累計額をみると、県積立金による金額が大きく貢献していることが分かる。埼玉県自然保護課へのヒヤリングによると、毎年1億円の基金積立を目標にして予算を計上しているが、1988と1990年度は、県財政のゆとり等から当初予算の1億円を上回る金額が積み立てられた。県積立金も県の歳入状態との関係で、必ずしも当初予算どおりに行われているわけではない。1988年度は、11億円と目標額の10倍以上を積み立てている。

民間募金額は、毎年7000万円から8000万円の間で、大きな変動がない。民間募金によって年間7000万円以上が集められているということは、募金活動に力を入れていることがうかがえる。

利息は、基金の積立額が増加するとともに確実に増え、1990年度には、募金金額を上回るまでになった。

基金の増加は、活動の安定化を図る上できわめて重要であり、早急に基本財源を充実させる必要がある。この

第2表 年度別予算額

(単位：千円)

	1984年度	1985年度	1986年度	1987年度	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度
さいたま緑のトラスト基金費	—	150,000	200,000	200,000	200,000	200,000	438,000	350,000
緑のトラスト運動推進費	7,400	5,050	9,321	7,460	11,917	12,547	14,609	17,526

第3表 年度別積立額

(単位：千円)

	1985年度	1986年度	1987年度	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度	累 計
県積立金	100,000	100,000	100,000	1,100,000	100,000	338,000	100,000	1,938,000
民間募金	69,918	79,000	77,542	78,787	70,246	79,266	14,647	469,406
合 計	169,918	179,000	177,542	1,178,787	170,246	417,266	114,647	2,407,406
利 息	4,144	13,336	18,846	22,990	64,895	133,510	148,337	406,058
総計(積立額)	174,062	192,336	196,388	1,201,777	235,141	550,776	262,984	2,813,464
累 計	174,062	366,398	562,786	1,764,563	1,999,704	2,550,480	2,813,464	

'91年10月末日現在

ことを意識して埼玉県では、100億円という基本財源の達成を目標にしている。しかし、基金に対する募金を訴えるには、基金の有効性を示す運動成果が必要で、例えば、基金を活用して保全地を取得するなど、実際面の効果をアピールしていくことも必要といえる。このようなアピールによって、県民の意識を高めつつ、基本財源の増大をはかって行くことが必要な状況にある。

3. 「緑のトラスト運動」活動状況

「緑のトラスト運動」の活動は、1)募金活動とキャンペーン事業、2)保全地管理事業、3)普及啓発事業、4)調査研究事業、5)ボランティアスタッフ育成事業、6)協会運営の6種に大別することができる。以下各活動の特徴を考察する。

1) 募金活動とキャンペーン事業

基金に対する募金は、広く県民に呼びかけられ、イギリスのナショナル・トラストによる募金精神「一人の人が一万ポンド寄付するよりは、一万人の人が一ポンドずつを」を参考に進めている。

募金方法は、県をはじめ県内にある公共機関、協力団体に設置してある「緑の募金箱」への募金か、金融機関への振込みによる。実質的な募金活動は、県から委託を受け、協会が行なっている。

協会では、募金活動を「募金箱等による一般募金」以外にも各種の募金キャンペーンを展開して幅広く行っている。協会活動としては、早い時期に始められ、意欲的に進められてきたものである。そしてこの活動は、募金収益という実益とともに、トラスト普及啓発の意味合い

が大きく含まれている。キャンペーンによる展開は、活動を特化でき、P.R.が行いやすく、また対象を絞った効率的な活動展開が行える等の効果が考えられる。

以下に、キャンペーンが企画された募金活動の特徴を述べるが、開始時期や活動方法の違い等、各キャンペーンには意味の違いがあり、県民にトラスト運動の浸透のねらいがあることがうかがえる。

①「緑の1円募金(1986～1988)と緑の10円玉募金(1989～1991)」

県内小・中・高校生及び企業・団体従業者を対象に「緑の募金箱」または金融機関への払込み方法で行われた。対象を広く一般に呼びかけている点からみて、募金の収益もさることながら、普及啓発効果をねらって展開してきた。

②「企業募金(1987～1991)」

県内企業、組合等1万社を対象にダイレクト・メールによる依頼を行い、金融機関への払込をうながしている。この方法は、企業の協力、高額の寄付金が期待でき、基金の充実にはかなり貢献し得る。しかし、企業募金による募金額は景気に左右される傾向がある。

③「緑のコミュニティ募金(1989～1991)」

県内市町村内自治組織を対象に、ダイレクト・メールによる依頼を行い、金融機関への払込を期待している。協会としては、各自治組織に対し、バザーや廃品回収、催しものや集会での募金活動など、いろいろな機会をとらえて募金活動を計画し、地域の行事として定着させてもらうよう呼びかけている。

次に、募金額の推移について述べることにする。第4表は、1991年10月末日現在の各募金活動別の状況を示したものである。この第4表で注目されるのは、1985年

第4表 年度別募金額

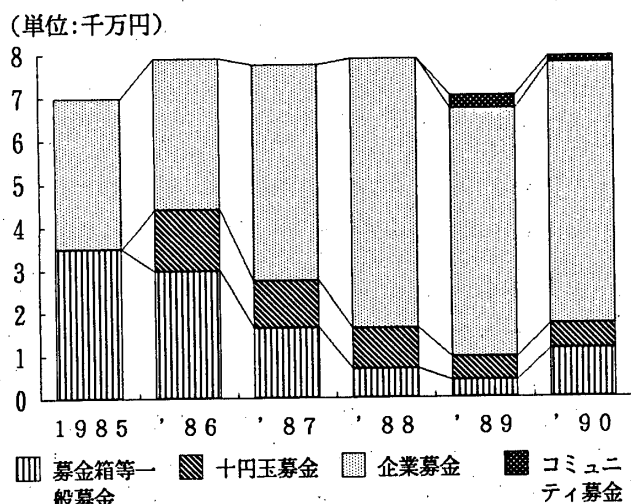
'91年10月末日現在(単位:千円)

区 分	1985年度 件 数 金 額	1986年度 件 数 金 額	1987年度 件 数 金 額	1988年度 件 数 金 額	1989年度 件 数 金 額	1990年度 件 数 金 額	1991年度 件 数 金 額	累計 件 数 金 額
募金箱等一般募金	621 34,918	511 29,689	243 16,379	266 6,641	425 3,899	358 11,370	266 2,457	2,690 105,353
10円玉募金	-	990 14,311	1,316 10,977	999 9,452	695 5,613	651 5,675	664 4,130	5,315 50,158
企業募金	4 35,000	4 35,000	315 50,186	626 62,693	523 57,647	560 60,618	178 5,869	2,210 307,013
コミュニティ募金	-	-	-	-	188 3,087	189 1,603	167 2,191	544 6,881
民間募金合計	625 69,918	1,505 79,000	1,874 77,542	1,891 78,786	1,831 70,246	1,758 79,266	1,275 14,647	10,759 469,405

10円玉募金は、'88年度まで1円募金と呼称

と1986年の両年の企業募金の件数が2カ年とも4件、3500万円の金額である。2カ年とも、その年の募金合計の約半分を、数社の企業が醸出している。県担当者の話では、1987年以降も多少の変化はあるものの、引きつづいて協力があるということで、募金による積立の約半分は、企業数社の協力ということになる。項目上では、民間募金が毎年7千数百万円あり、広く県民から得ているということになっているのだが、このような事情は、一般県民は知らないところである。

各募金活動の金額の推移が第2図である。



第2図 募金活動別推移

企業募金をのぞく、一般を対象にした募金は、1990年度にやや増加したものの、減少傾向が見られる。新しい動きに関心を示すが、次第に薄れていく傾向が推測される。また募金箱による活動では、取扱い窓口になっている市町村、関係機関の協力意識の変化が大きく関係している。

この減少傾向に、運動に対する一般県民の関心の度合いを伺うことができるとするならば、今後、改善を図る必要があるのではないかと考える。毎年7000万円以上の募金を積み立てている実態のなかに、多くの問題点を含み、改善すべき課題があるといえる。

2) 保全地管理事業

① 環境保全形式

埼玉県では、1979年3月に「ふるさと埼玉の緑を守る条例」が制定され、これに基づく、緑の保全を契約形式で実施している⁶⁾。また、さらに強力な緑の保全に向けて、「緑のトラスト運動」では、保全地取得による資産保有形式が取られている。

今後、環境保全に対して実効を上げるには、資産保有形式の他にも保全協力者に対する助成金交付形式や助成金のない自主保全形式なども考えられ、多彩な形式を「緑のトラスト運動」の中に取り込んで行くべきと考える。

② 見沼田圃周辺斜面林の取得

埼玉県では、1990年度から基金の中の4億7000万円を利用し、川口、浦和、大宮の3市にまたがって位置する見沼田圃地域内の、周辺斜面林約1.2haの取得を進めた。この保全地の買収により資産保有形式の保全が可能になったことは意義が大きい。

見沼田圃一帯は、東京都心から20~30km圏に位置し、田園景観を色濃く残した大規模緑地空間である。この地域の自然環境に対しては、県民の関心も高く、開発か保全かをめぐる象徴的な場所である⁷⁾。埼玉野鳥の会等、純民間組織によるトラスト活動の発足をみた場所でもある。この見沼田圃周辺の斜面林を取得することは、県内の環境保全運動にとって、P.R.効果が期待できる。

協会では、取得後の保全地の管理について武蔵野の雑木林としての管理方法が良いのではないかと考えているが、県民の中には、手を入れずに自然のまま保全を図って行く意見もあり、管理手法は現在検討段階にある。

地価高騰等きびしい条件のもとで、本格的な保全を目指し土地取得に取り組んでいることは評価できる。しかし、今回の土地取得による事業の推進には、まだ検討すべきことが多い。その理由は、第1に、県内の保全対象となる自然的・歴史的環境の実態の把握が行われていない。第2に、保全対象の選定基準がまだできていない。第3に、保全資産の管理手法が未確定である。

以上のような状況で、第1号保全地の見沼田圃周辺斜面林の取得は、「緑のトラスト運動」の活性化、緑の保全意識向上等、デモンストレーション的色彩が強い活動と位置づけられる。

3) 普及啓発活動事業

① 協会会員募集

ナショナル・トラスト運動を進めるには、多くの賛同者や活動資金の充実が重要である。

会員募集は、1989年度から、協会設立後6年目にして行われた活動である。会員募集によって「緑のトラスト運動」は住民レベルに根ざした本格的な活動段階に入ったと評価できる。会員募集の実績を見ると1989年度360人、1990年度554人、1991年度(8月末日現在)406人で、具体的データは明らかではないが、協会への聞き込み調査の結果、会員構成は1/3が県関係者、2/3が一般県民ということである。また、会員の分布は、県南部が多いものの、県内全体に広く分布しているそうである。

現在の会員制度は、年度毎に更新するシステムを採用している。この制度により協会側は、毎年会費収入を得て協会活動資金の一部を確保でき、会員側も、会費を納めることにより運動に参加している意識を持続させることができる長所を備えている。しかし、実際には、この1年度毎の更新システムは、会員が更新を忘れたり、面倒であったりする関係で、会員が定着しないなど制度上問題も含み、協会もこの更新システムを考えなおす必要性を認識している。

② 広報活動

広報活動として行っているものに、募金キャンペーン、シンポジウム・イベントの主催・後援、パンフレット・リーフレット・協会の広報紙「グリーンアルファ」の配布、ポスターの掲示等がある。広報活動は、トラスト運動の趣旨を、県民に周知をはかる重要な活動である。また、募金や会員拡充にも直結している。

シンポジウムは、第1表でみたとおり1985年から1988年にかけて集中しており、それ以後は、自然観察会、探鳥会等のイベント活動が多くなるという変化がみられる。活動の進展に伴い、広報活動の目的や果たす役割の変化がみられる。

シンポジウム・イベントへの参加募集は、協会の広報紙、県が発行する「県民だより」などに掲載される。毎月1日新聞折込で各家庭に配布される「県民だより」への掲載は、紙面のスペース上、常に掲載される保証はなく、掲載の有無で参加者の数に大きな差がみられる。マスコミの協力等が、活動全体に大きく影響している。

4) 調査研究事業

協会内部に、土地、建物等の取得及び保全等に関する事項を調査審議する機関、「トラスト検討会議」が置かれている。トラスト検討会議の委員は、専門的見識を有する学識経験者で構成され、1990年度から開催されている。この検討会議では、見沼田圃周辺斜面林に続く、第2、第3、の保全候補地や、保全地の選定基準などが調査、研究されている。

選定基準を設定することは、対象がはっきりしてトラスト運動の目的が明確になり、運動自体が具体的に利点があるが、対象が明確になると、対象地が先に買い取られ、金額の高騰、交渉の困難を招く恐れもあるとし、県では慎重に対処している状況にある。トラスト検討会議は、このような面も考慮して研究している。

他に、県内、県外の同様なトラスト運動に関する調査を行って、参考にしていく。

5) ボランティアスタッフ育成事業

会員相互の交流をはかる目的で、ボランティアスタッフの募集を1991年度から始め、9月1日の第一次登録には、20名のスタッフが登録された。登録したスタッフの年齢層は24歳～72歳、職業は会社員、主婦、公務員と様々であるが、やはり高年齢層の参加が多いという。

ボランティアスタッフは、自然観察会、イベント企画・実施等についての協力など様々な事業での活躍が期待されるが、現在は、募集が開始されて間もない関係で、具体的な活用は模索段階にある。1991年9月14日に第一回ボランティアスタッフ連絡会議が開催され、活動の第一歩を踏みだし、この会議で、ボランティアスタッフ活動の進め方、緑のトラスト運動推進方策について意見交換が行われた。活動の進め方は、「それぞれの人が、できる範囲で無理なく」を基本に置くことが決められた。企画に関しては、トラスト協会の主要事業である「自然観察会」「広報紙」「トラスト推進大会」の3事業に希望する人が参加する、企画会議が設けられた。1991年9月22日、自然観察会が、ボランティアスタッフの初仕事として行われた。

6) 協会の運営

① 協会の事務局

協会事務局は埼玉県環境部自然保護課内にある。協会が県庁内にあることによって、県との連携をとっていくことに対して好都合といえる。しかし、その反面、事務局に一般県民が近寄りやすく、会員等が気軽に集まって情報を交換したり、活動を打ち合わせたりできる場所を設けることが運動の活性化に欠かせないと考え、このような活動の拠点となる場所を持つことが課題として指摘できる。

② 協会運営

協会では、人的基盤を充実させるために、会員募集、ボランティアスタッフの登録制度導入などに力を入れ、活動資金については、県からの助成の他に、安定した活動資金の調達を図る必要から、会費徴収、「事業推進積立金」に積み立てられる民間からの寄付金の取得の努力を行っており、協会設立当初に比べれば、次第に協会運営に力がついてきている。

4. まとめ

「緑のトラスト運動」の歴史的経過について、第1表にまとめ、その内容より時代区分を行うことができた。「緑のトラスト運動」の性格・特徴をまとめると以下の3点を指摘できる。

① 形態として自治体（県）主導型で進められているので、埼玉県の意向が強く反映している。今後、住民本

位の運動として、住民サイドの視点をどう構築していくかが課題となるように思われる。

② 次に、「緑のトラスト運動」の目標を考えてみると、この運動は、一地域の自然的・歴史的環境の保全を目標に募金を募るのではなく、広く県土の環境を保全するために、募金を募っている。このため、県民が運動そのものの対象を捉えづらい側面があり、普及啓発をはかる上での課題となっている。

③ 急激な運動の展開や行政中心型では、一時的には活発であっても、長期間の持続は難しいので、時間をかけ県民の総意が結集するような努力を重ね、運動を展開すべきである。そのためには、広報活動を充実させ、「緑のトラスト運動」の普及啓発を行う必要がある。同時に、募金活動を地道に続け、基金も時間をかけて集めることがよいと考える。

摘 要

「緑のトラスト運動」の歴史的経過、運動形態、活動状況を調査し、その特徴を考察した。

埼玉県では、「緑のトラスト運動」を身近な環境への県民意識の高揚を主眼にして、環境保全運動の強化を目的としている。そして、県施策の中で、積極的に進めていく主要プロジェクトと位置づけている。

「緑のトラスト運動」は、県がイニシアティブをとり、県と県民とが協力して進める運動である。そのために、条例に基づく基金と公益法人を設置して行う運動形態を

とっている。この形態は、税制上有利であるとともに、柔軟な活動ができるという利点を有している。そして、広く県土の自然的・歴史的環境の保全を目的としている。

運動は、急激な行政展開を図らず、時間はかかっても将来の効果を期待して、県民の参加を促す方法がとられている。現在は、会員募集、ボランティアスタッフの活用等、次第に活動内容が拡充してきており、本格的に県民参加の運動体へと移行しつつある。また、運動の充実として、基金には25億円余が積立られており、第1号保全地の取得も行われている。保全地の取得に関しては、運動の活性化を促すデモンストレーション的色彩が強いと指摘できる。

引用文献

- [1] 埼玉県 (1985) : 埼玉県新長期構想
- [2] 埼玉県 (1988) : 埼玉県第6次中期計画
- [3] 財団法人さいたま緑のトラスト協会 (1991) : トラスト運動のしくみと税金
- [4] 「ナショナル・トラスト運動の埼玉への適用可能性」調査研究チーム (1982) : 失われゆく自然歴史的環境
- [5] 埼玉県環境部自然保護課 (1988) : 緑のトラストをめざして : ぎょうせい
- [6] 埼玉県 (1991) : 埼玉県環境白書
- [7] 村上明夫 (1990) : 環境保護の市民政治学 : 第一書林